

# 河合町議会会議録

平成26年 12月11日 開会

河合町議会

## 平成26年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 2 号 （12月11日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
中 尾 伊佐男	3
池 原 真智子	5
杵 本 光 清	13
森 尾 和 正	18
西 村 潔	25
馬 場 千恵子	37
吉 村 幸 訓	48
弓 戸 猛	51
○散会の宣告	54
○署名議員	55

平成26年12月11日（木曜日）

（第2号）

平成26年第4回(12月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成26年12月11日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(13名)

1番	馬場千恵子	2番	杵本光清
3番	吉村幸訓	4番	岡田康則
5番	森尾和正	6番	池原真智子
7番	西村 潔	8番	疋田俊文
9番	谷本昌弘	10番	中尾伊佐男
11番	岡井誠也	12番	辻井賢治
13番	弓戸 猛		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井康德	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	総務部長	竹田裕昭
福祉部長	中尾博幸	住民生活部長	梅本英則
まちづくり 推進部長	東 正次	教育部長	井筒 匠
総務部次長	澤井昭仁	総務部次長	福井敏夫
まちづくり 推進部次長	堀内伸浩	総務課長	木村光弘
税務課長	岡田昌浩	安心安全 推進課長	森嶋雅也
住民福祉課長	門口光男	福祉政策課長	辰己 環

社会福祉 協議会課長	上村 豊	保健スポーツ 課長	梅野 修治
特命担当課長	山本 孝典	住民生活課長	西浦 清繁
環境衛生課長	斉藤 幸美	まちづくり 推進課長	中山 雅至
上下水道課長	石田 英毅	教育総務課長	杉本 正範
生涯学習課長	上村 欣也		

---

#### 会議に従事した事務局職員

局 長	御 興 善 弘	主 査	堀 内 一 憲
-----	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成26年第4回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

---

◇ 中 尾 伊 佐 男

○議長（疋田俊文） 1番目に、中尾伊佐男議員、登壇の上、質問願います。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾議員。

（10番 中尾伊佐男 登壇）

○10番（中尾伊佐男） 議席番号10番、中尾伊佐男です。通告書に基づいて質問いたします。

9月議会にも質問いたしました高齢者の方の買い物支援と予約型救急タクシーとデマンド交通の導入について、町の考え方をお聞かせください。

政府は、2015年度から予約を受け付けるシステムを構築するための補助金制度を新設すると言っております。デマンド交通を導入する自治体に支援するとのこと。自動車を運転できない高齢者の方が増えております。人口減において、路線バスも廃止に追い込まれている状況であります。こうした現状を受けて、ここ数年、注目が高まっているデマンド交通です。予約すれば決まった路線を運行するのではなく、それぞれの家を回って目的まで送って

くれるのが特徴です。河合町も、65歳以上の高齢者の方が人口の30%が住んでおります、暮らしています。高齢者の方に生活の足を確保するデマンド交通を、ぜひ積極的に導入することを求めます。

現在、各市町村でも高齢者の方に生活の足デマンド交通、予約制乗合タクシーを導入しております。隣のまち香芝市、三郷町、そのほかの町でも導入しております。駅や商業施設、医院等へ送迎をしています。河合の町の高齢者の方が生き生きと暮らせる、安心して生活ができるまちづくりをしていただくことを望みます。若い人たちの理解を得て人口減を防ぐ、活性化にもつなげる施策となることでしょう。ぜひとも、河合の町にもデマンド交通を導入していただくことを願います。

回答、よろしく申し上げます。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 9月議会の答弁と同じような内容になりますが、回答いたします。

本町において、買い物などの日々の生活の基礎となる移動に欠かせない町内公共交通網のサービス向上に向けて、河合町地域公共交通活性化協議会において協議しているところです。

来年度より、社会福祉協議会による高齢者の方の買い物支援に対応すべく、サービス向上の施策として町内の買い物も利用可能となるよう福祉有償運送を試行運行することにより、ドア・ツー・ドアの輸送に対する住民の満足度や課題などの情報を蓄積し、デマンド交通も含めた検討を行い、地域の実情に即した輸送サービスを実現したいと考えます。

また、奈良県知事が主催する奈良県地域交通改善協議会でも路線バスの存廃に関する論議とともに市町村間の地域公共交通に対する連携、支援について検討が始められていますので、奈良県地域交通改善協議会の動向も注視しながら、あわせて早期実施に向けて検討を進めたいと考えます。

以上です。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾議員。

○10番（中尾伊佐男） 高齢者の方が将来において安心をして暮らせる町、河合の町になすため、デマンドタクシーを導入することを求めます。デマンドタクシーを導入することができるのかできないか、はっきりとした回答、いま一度お聞きします。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 今、答えさせてもらったとおり、来年度より社会福祉協議会において、福祉有償運送でドア・ツー・ドアでデマンド交通も試行運行されることの内容をいろいろ、情報をいろいろ蓄積してデマンド交通も含めて河合町として考えさせていただきます。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾議員。

○10番（中尾伊佐男） しつこいけれどもね、やっぱり高齢者の足を確保するためにできるだけデマンドタクシーをはっきりと導入してください。お願いします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、中尾伊佐男議員の質問を終結いたします。

---

◇ 池 原 真 智 子

○議長（疋田俊文） 2番目に、池原真智子議員、登壇の上、質問願います。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原真智子議員。

（6番 池原真智子 登壇）

○6番（池原真智子） それでは、池原真智子のほうから、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

大きく1つ目に、現在、社会福祉協議会が行っている福祉有償運送事業についてお聞きをします。

ご承知のとおり、この事業は、通院に不便な思いをされている高齢者や障害をお持ちの方が安価な料金で利用できる、いわば福祉タクシーのような事業です。介護サービスの対象とならない方が利用できるということで、移動に不便な地域にお住いの方々にとっては大変便利な制度だと言えます。言うなれば、福祉施策のすき間を埋めるもので、利用者から喜ばれていると聞いています。この事業を引き続き継続させ、今以上に充実したものへと発展させねばならないと思います。そのために、次の質問にお答えください。



1つ目に、原点に戻るという意味で、この事業のそもそもの目的及びこれまでの経緯をお示してください。

2つ目に、現在のサービス内容はどのようなものがありますか。また、利用者数や運行回数及びその範囲など、事業実績を教えてください。

3つ目に、この事業が利用者にとってどうなのか。また、ニーズの把握など、定期的に検証はされていますか、明らかにしてください。

4つ目に、これらを踏まえて今後のあり方をどのように考えておられますか、お示してください。

大きく2つ目に、今年4月から実施の福祉総合相談窓口の取り組みについてお聞きします。

これは、住民が役場のあちこちへ行かなくても1つの窓口で相談ができるというもので、いわば住民の利便性と負担の軽減を目的に実施されたワンストップサービスです。私も、以前から要望を続けてきたもので、その意味でこのサービスの実施を誰よりも待ち望んでいたというふうに考えています。言いかえれば、行政の基本とも言える住民サービスがようやく始まったと言えるのではないのでしょうか。そうしたことから、まだ始まって間もないサービスであります。きちんと本来の目的に沿って運用されているのか、住民にとって本当に便利なサービスになっているのか、またこれまでを振り返って、町はどのように評価されているのか、気になるところです。そうした意味から、次の質問にお答えください。

1つ目に、そもそもこの窓口で受けられる相談の範囲はどのようなものがありますか。もし、その範囲を超えた場合の相談についてはどのように対処しておられますか。教えてください。

2つ目に、相談を受けてからどのように対応されていますか。また、その経過なり結論等を当事者である相談者にどのように伝えていきますか。お示してください。

3つ目に、これまでの相談件数は幾つぐらいありましたか。また、それぞれの項目ごとに相談内容を明らかにするとともに、解決できたものと継続中のものについて分かる範囲でお答えください。

4つ目に、開始から9カ月が過ぎようとしています。今までを振り返っての評価を明らかにするとともに、もし反省点なり改善点があるとすれば、その点も示してください。

再質問があれば自席にて行います。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） 私のほうから福祉有償運送事業についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の事業の目的とこれまでの経緯についてでございますが、社会福祉協議会の事業として、通常バス、タクシー等の公共交通機関を単独で利用することは困難な高齢の方、要支援の認定を受けておられる方及び身体障害者の手帳を保有されている方等を対象に外出の利便を図り、社会参加の促進及び社会福祉の向上を目的として、平成18年から実施しております。

2点目に、現在のサービスの内容と事業の実績については、行き先を町内の病院等を含む医療機関を限定として、日曜日・祝日・年末年始を除く平日と土曜日を運行日として、片道1.5キロまで330円、以後1キロメートル毎に170円を加算して運行料金をいただいております。通常のタクシー料金の2分の1程度の運行料金で利用していただいております。

事業実績については、平成22年当時、登録者が54名で年間延べ利用回数が680回、1日平均しますと2.3人に対して、平成25年度実績では登録者が107名で年間延べ2,051回、1日平均しますと6.8人の利用をしていただいております、約3倍増となっております。

主な行き先は、町内の医療機関や西和医療センター、旧の三室病院等への利用が多くなっております。

3点目に、事業の検証をされておるかについては、平成24年度及び平成25年度に利用者を対象にニーズ調査を行っており、「大変便利、感謝している」、「気持ちよく利用させてもらっている」、「料金が安い」、「なければ非常に困る」等、多くの満足されている回答の反面、「すぐに利用できない」、「午前中が混んでいて予約がとりにくい」、「病院だけでなく、郵便局、銀行、買い物ができるとありがたい」等の声もいただいております。

なお、4点目の今後の取り組みについては、利用者のニーズに応えるべくサービス向上施策として、今年度から車両を1車増台して3台で運行しております。なお、今後は買い物等にも対応できるよう、平成27年度の試行運転の実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○福祉政策課長（辰己 環） はい。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） はい。私のほうからは、福祉総合相談窓口について回答させていただきます。

1つ目としまして、この窓口で受けられる相談の範囲ということで、平成26年、今年の4月から福祉の相談窓口としまして、福祉政策課内に地域包括支援センターを中心に設置させていただきました。相談範囲としましては、高齢福祉、障害福祉、児童虐待、生活困窮、DV、特定妊婦等の福祉全般の相談を受けさせていただいております。

2つ目としまして、相談を受けてからの対応の仕方ではありますが、相談経路としましては、窓口に来られての相談や電話相談などで、本人さんからとか近隣住民の方、介護支援相談員、医療機関、民生委員さんなど、多方面からの相談を受けさせていただいております。相談の対応の仕方としましては、窓口で解決できる相談もありますが、相談者の方はさまざまな問題を抱えておられる方が多く、相談内容の整理をしまして家庭訪問させていただいたり、対応に当たっております。また、地域包括支援センターを中心に課内で相談を行った後、必要な部署につなぎ、解決できるよう支援を行っているところでございます。

3つ目としまして、これまでの相談件数と課題別内容としまして、高齢福祉関係としまして214件、内容としましては介護の相談とか介護保険の制度の相談、認知症の相談等であります。障害福祉関係は17件、就労とか成年後見、消費相談等でありました。児童虐待関係としましては14件、心理的虐待とかネグレクト、身体的虐待等について相談がありました。DV関係としまして3件、これは配偶者への暴力行為などについて相談がありました。特定妊婦関係としまして5件、これは不認知とか精神疾患者、若年者の出産等についての相談でありました。

4つ目としまして、これまでを振り返っての評価と改善点ということで、高齢者福祉、障害者福祉関係の相談支援に関しましては、関係機関と連携を密に図り、必要に応じてケース会議などを開きまして対応し、一定の評価はできると思います。また、介護支援専相談員より寄せられた複合的な問題に関しましても、積極的に介入することができたと考えています。

ただ、相談者の本当の相談内容を聞き出すのに、いろいろな角度から話を聞かせていただいたりして、苦勞することなどもありました。また、精神疾患等の専門的な相談を受けるには専門職の職員が不足しているのではと感じることもありましたが、今後、組織的な連携システムを構築できるよう検討をしていきたいと考えております。

○6番（池原真智子） はい。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） 1つ目の福祉有償運送事業については、ニーズ調査をされて評価と反省点みたいところを課長から答弁されたんですけれども、27年度から買い物も対象に試験

運行していきたいということなんですけれども、さっきのニーズの話を書き聞きますと、買い物だけでなくちょっとした用事にも利用していききたいという利用者の方からのご意見もあつたんですけれども、その点について再度お答えを願いたいというふうに思います。

それから、相談窓口で、結構、相談件数があるなという感じを、今、課長から答弁いただいて、私、感じたんですけれども、これは、別に相談窓口でなくてもふだんから行政の窓口で相談される内容だというふうに思うんですけれども、問題は、専門的な知識を要する職員が、例えば精神保健福祉士みたいな専門職が配置されていないということで、その精神の部分ではどういうふうに対応されているのか教えてほしいのと、それから住民にまだまだこの窓口が認知されていないという感じを受けるので、その辺についてどのようにされていくのか、もう一度お答えを願いたいと思います。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） 27年からやっていく中で、買い物はどれぐらいの範囲やというご質問やと思いますけれども、当然、郵便局とか、銀行とか、金融機関へ行くというのは、当然、買い物の中に入ってくるんじゃないかなという考えはしております。

以上です。

○福祉政策課長（辰己 環） はい。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 専門的な相談ということで、私ども苦勞しているということで回答させていただきましたが、そういう場合は、外部にあります障害者支援センターとか、その病院関係等に連絡をとらせていただいて相談してどういう対応をすべきかというのを相談し、対応に当たっております。

住民に周知ということなんですけれども、広報に掲載をさせていただいたりはおしておるところであります、まだまだ十分ではないというところもありますので、毎月、広報に介護相談の包括支援センターが1ページをいただきまして掲載をさせていただいております。その中で、相談等も受けられるというようなところを掲載させていただいているところでもあります。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） 運送事業、今、課長からお答え、その金融機関へ行くのも買い物に含まれるということなんですけれども、ほな要するに買い物という範囲がね、例えば私の知り

合いでどなたかの見舞いに行きたいとかという話も実際あって、それも含めて買い物に含まれるのかどうか、その範囲を明確にしなければ、今3台で運行されているということで、それだけでなく医療機関へ行くのでさえ午前中とりにくいという話なんで、その辺の調整どのようにされているのか、範囲と調整の中身について再度お答えを願いたいと思います。

それから、相談窓口について、精神の問題については外部へ委託するというか、相談をしているということなんですけれども、例えばどんな相談でもそうなんですけれども、相談のノウハウって多分専門的にあると思うんですけれども、その辺の専門的な研修なんかは受けておられるのかどうかと、ほんで行く行くはその専門職を配置されるようなお考えがあるのかどうか、その点について再度お答えを願いたいと思います。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） すみません。その買い物範囲の内容につきましては、今後、まだ今の段階、まだいろいろ検討をしている段階で、どこの範囲にするのはこれからちょっと決めていきたいなど、きっちり決めていきたいなど。ただ、ちょっと友達のところに行くねんとか、そういうのはこの運送事業についてはちょっとそぐわないのかなという思いはしております。

○福祉政策課長（辰己 環） はい。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 専門的な研修を受けているかどうかというところなんですけれども、事務職員のほうは専門的な研修は受けていない状態ですけれども、包括支援センターの職員は、ケアマネジャーとか、社会福祉士とか専門的な職種でありますので、ある程度のノウハウは持っております、そういう研修も受けているところであります。

専門的職員の配置ということなんですけれども、配置をしていただきたいと思います、人事のこともありますので、いろいろ私のほうからは明確な回答はできないので、申しわけございません。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） 輸送サービスですけれども、どこまでの範囲にするかというのは今検討中だというお答えがあったんですけれども、27年から始まるということで、もう今12月ですから年明け早々にも決めていただかないと住民に周知する時間もないのではないかと

ふうと思うので、大体いつごろ決まってどんなふう周知されるのかだけ、教えていただきたいと思います。

それから、専門職の配置については、費用のこともあるのでということだろうと思うんですけども、その必要性については感じておられるのかどうか、その点についてお願いします。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） まず、福祉運送有償事業、これにつきましてのタイムスケジュールということでご質問というふうに思っています。これにつきましては、ご存じのように、西和の協議会、この中で河合町のいわゆる変更というふうになりますので、それも含めてやらなければならないということになりますので、それが大体年度末に開かれると。そこに合わせまして、河合町の方針としまして提出をさせていただきますして了解を得たいというふうに考えております。

それと、2点目の専門職の問題、これにつきましては、確かに福祉につきまちはいろんな課題ございます。専門的な分野が大変多うございます。これにつきましては、必要性があるというふうには認識しております。ただ、精神疾患の専門職、これにつきましては全体的なそういう免許というんですか、許可を持った人が少ないということも現実問題ございます。

よって、今、先ほど課長答えましたように、例えば相談支援事業ななつぼしとか、例えばハートランド信貴山とかいう専門職の方と連携をしながらやっているのが現状でございます。できれば、そういう方がいればいいというふうには思っておりますけれども、なければない中でその辺の対応をしていきたいというふうに思っております。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） 運送事業については、年度末までにという話なんですけれども、実際4月から実施できるのかどうかだけ、もう一度お答えをしてほしいのと、ほんで相談窓口のほうの専門職については配置の必要性は感じておられるということなんですけれども、高齢者とかの場合だったら町内で十分に対応できると思うんですね。ほんで、実際に本人さんがその窓口で全て解決できるというか、相談できてきたのかどうかだけ教えてほしいのと、それと、さまざま高齢の問題とか、障害の問題とか、虐待とか、DVとか、特定妊婦の話も出ましたけれども、何で専門職が必要かって私が言いますのは、もちろん窓口の相談もさるこ

とながら後のケアが必要な場合もたくさん、特に精神の場合とか、DVも一緒ですけれども、ケアが必要な場合があるので、その辺の対応についてどのようにされているのか、もう一度お答えを願いたいと思います。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） まず、福祉運送有償事業、これにつきましては、4月実施をめどに検討してまいりたいというふうには思っております。

それから、2点目はケアの問題、事後のケアの問題、これにつきましては、そのパターンによっていろいろと違います。例えば、特定妊婦の場合につきましては、河合町の保健士が事後のケアをするというふうな体制をとっておると。それと、高齢者の方の窓口対応、この中で例えば手続関係でしたらその日の間に終わるといふ部分もございます。ただ、それ以外に、例えば金銭問題、それから相続問題、遺産問題とか、こういういろいろな問題がございます。これにつきましては時間がかかる場合もございますけれども、これにつきましては、例えば包括の職員がずっとかかわりながら相談を受けていくというような形で、事後の体制もその辺はとっているというふうに思っております。

○6番（池原真智子） はい。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） 運送事業、4月から範囲を広げるということで、私のお願いですけれども、その買い物の範囲、買い物だけにとどまらないという話なんで、その辺の範囲を早急に決めていただかなくては利用者がどこまで利用できるのかというのが不安になると思うんで、その辺の範囲を早急に決めていただいて4月からぜひ実施をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、相談窓口のほうのケア、今、十分やれているみたいな話なんですけれども、専門的な知識が必要な場合だったら職員さんの負担がすごい大きくなると思うんですね。ですから、その金銭的な予算のこともありますけれども、タイムスケジュールを決めて専門職を配置していきたい希望は持っておられると思うんですけれども、配置できるような対策をとられてはどうかと思うんですけれども、その点はどうか。

○福祉部長（中尾博幸） はい。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 十分にケアされているというふうに、私は、お答えするんですけれ

ども、確かに、例えば精神疾患の場合、先ほど申しましたように、ななつぼしとか、それからハートランドの方、この方に任すんじゃないに、その方の、ケア会議と私らは言うんですけども、その中に職員も入りましてお互いにみんな寄って、その方をどうやってサポートするのかということで協議をさせてもらっています。ただ、おっしゃっていますように、基本的にはそういう専門職がいれば良いというふうには思っておりますので、それは今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○6番（池原真智子） はい。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） 運送事業については、通院だけと違うて範囲を広げるということで、大変住民にとっては便利なサービスにますますなっていくと思いますので、ぜひその範囲をきちんと早く決めていただいて住民に周知をしていただく、それから会員制になっていると思うので、その方たちに周知していただくということで、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、相談窓口については、あとはもう住民に対する周知の仕方もあると思うんですけども、なるべく専門的な、今言いましたように、ケアについて専門職をぜひ、私は、配置していただいて、特に部長も先ほどおっしゃった精神疾患の場合だったら、いろいろあると思うんですね、病院に措置入院みたいな形でしていただく場合もあれば、在宅でずっとケアをしなければならないという場合もあると思うので、その辺の専門職について、ぜひ近いうちに配置をしていただけたら、なおこの相談窓口が住民のためのよりよいものになるというふうに思いますので、ぜひともその点についてお願いをしまして私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、池原真智子議員の質問を終結いたします。

---

◇ 杵 本 光 清

○議長（疋田俊文） 3番目に、杵本光清議員、登壇の上、質問願います。

○2番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

（2番 杵本光清 登壇）



○2番（杵本光清） 議席番号2番、杵本光清が通告書に基づき一般質問いたします。

今回の一般質問は、河合町の人口減少対策という分野で質問をさせていただきます。

現在、国では地方創生にかじを切り、政策展開が進められています。その1つに人口減少対策があり、国として国民の減少対策の施策が講じられることと考えられます。

本町におきましても、町が提示されるさまざまな資料において、本町の人口が平成37年には約1万5,000人、平成47年には約1万3,000人と想定されています。また、各種挨拶などの中で、町長は河合町に住み続けるということ、つまり人口減少対策及び人口増に言及されていますが、このことについて町の方向性及びビジョンについてお聞かせください。

壇上での質問は以上とさせていただきます、再質問は自席にて行いたいと思います。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 議員おっしゃるとおり、政府においては、大きくかじを切って人口減少対策に取り組むという姿勢を示しておられます。

本町においても、国が方向を示す以前から幹部職員でもって対策について研究を重ねてきているところでございます。その中で、人口の増加という定義ではございますが、国が1億人にとどめようという議論で今進めている中で、河合町の人口を増やすということは現実論としては難しいのかなど。現実的には、人口を減らさない、下げどめるという表現のほうが適切なのかなどということの認識、町としての認識でございます。

そのためのビジョンですけれども、まずビジョンとして町長が申しております河合町に住み続けると、要は町民が今も河合町、いつまでも河合町と思っていただけるような、そういう政策のためが必要だというビジョンでございます。特に、河合町の人口減少の特徴は若者世代が流出するということでございますので、この若者世代の定住化を図る、あるいは一旦出ていきますが、いつかは戻ってくるというビジョンでございます。

そのための方向性ですけれども、まず町民の意識を把握する必要があると。まだ、その町民の意識把握はしておりません。3年前に転出者のアンケートというものをしましたけれども、実際、今河合町に住んでおられる方がどういう意識を持っておられるか、これを把握していこうということと、もう一つは、河合町、空き家の率は非常に、国全体から比べると低いですが、この空き家の波というのは突然襲ってきます。また、この空き家に着目していこうと。もう一つは、市街化区域の中に、まだ河合町の未利用の土地がございます、民間の土地も含めて。こういった部分も活用していく必要があるかというふうに考えておりま

す。

それと、その先ほどのビジョンと絡むんですけれども、河合町に住み続けたい、戻って住んでみたい、あるいはあわよくば他町から河合町に住んでみようかという気を醸し出す財、あるいはサービス、こういったものも検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○2番（杵本光清） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○2番（杵本光清） さまざまな方向性やビジョンについてご答弁いただき、ありがとうございます。

ビジョンや方向性は強く見えたんですが、それにおける具体的な施策案、そういったものはお考えなんですか。

○総務部次長（澤井昭仁） はい。

○議長（疋田俊文） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 先ほど、私、申し上げました方向性、これを確かなものにする必要があるということでございます。先ほど申しました幹部職員の研究、これについても引き続きしていきたいというふうに考えております。

また、折しも先ほど言いました政府が人口減少対策、あるいは東京一極集中の解消、それからそういういわゆる地方創生の本腰を入れることが明らかになりましたので、私たちの研究はいよいよ現実味を増してきたのかなというふうに考えております。

加えて、河合町には夢ビジョンという財産がございます。この中には、町民からいただいた実現可能な事業例がたくさんございます。これも、生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○2番（杵本光清） 答弁いただきありがたいんですが、私からすると具体的という部分が非常に見えづらい。方向性として今検討しているという答弁はいただくんなんですが、具体的な部分は、私初め町民にも見にくいのかなと思うんです。

それで、次の質問、ちょっと次長にお答えにしくいかとは思いますが、ご本人にお答えい

ただけたらと思うんですが、町民に、このようにして人口減少対策を講じるのだ、河合町はこの方向性で進んでいって、河合町はこの方向に導くのだという案を提示できないまま、来年4月をお迎えになるつもりですか。

○総務部次長（澤井昭仁） はい。

○議長（疋田俊文） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 議員のおっしゃるポイント、理解しております。ただ、国においても、今、例えば安倍総理が異次元で大胆な政策をまとめるという表現をしておりますが、ご存じのとおり、いまだにその具体的な策というのは見えてきておりません。特に、出生率の向上、これについての策が全く今は見えないと。例えば、人口問題研究所が発表している河合町の将来人口でいきますと、2040年で1万1,959人となると。もし、仮に河合町が鎖国をした場合、移動を考慮しない、その場合でも1万3,800人ということになります。ということは、出生率を増やさないと人口の増加というのは望めないのかなということです。それで、人口の出生率の向上ということになりますと、人間の本能の部分あるいは結構デリケートな部分になってきますので、なかなかこれについて具体的にこうだからという部分はまだ言えないのかなということです。

それから、地方創生、国が言うてますけれども、例えば河合町に、市町村に、都道府県にどれだけのお金が、財源が手当されるのか、そういうのも見えてこないという今の現状です。ただし、先ほど私が申し上げました方向性を確かなものにするために数字上げましたけれども、年が明けましたら河合町は国の方針に基づいて人口のビジョンを立てます。それに基づいて具体的な総合戦略というんですけれども、総合戦略をまとめていくということになります。これが、国が求めているのが27年度中ということですから、議員おっしゃられるように、速やかに案をまとめていってお見せできるような形をとっていきたいというふうに思います。ただ、今の段階で政府の具体的な戦略が見えてこないというところもありますので、具体的にこれとこれとこれとしますということを今ここで申し上げるわけにはいきませんので、申し上げたとしてもそれは何の根拠もない策ということになりますので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

○2番（杵本光清） はい。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○2番（杵本光清） 答弁いただき、ありがとうございます。

今の前半部分は国の施策なのかなと、私のほうで受け取っているんですけれども、国とし

て人口をどう上げていくのか、少子高齢化をどのように対処するのかという答弁であったように思うんです。それで、国の施策は国で行っていただくとして、今ここで議論すべきことは河合町の将来であると認識した上で質問させていただいていたんですけれども。

質問するだけではあれですので、私のこともちょっと話しさせていただきたいなと思うんですが、どこかの政治家ではございませんが、私も腹案を持っております。4年前からぶれぬ腹案を抱いたまま質問をさせていただいているんですが、その腹案についてはここでご披露させていただくものでもないです。持っておきたいと思いますが、町を導く上で、やはり確実なビジョンであり、案を提示して初めて住民の理解が得られるものだと考えます。ですので、しっかりとした案をやはり提示いただきたいと思います。その上で、来年4月を迎えていただきたい。

ちょっと、質問の趣旨を変えさせていただきます。

ここに1個資料があるのですが、ちょっと披露させていただきます。何かと申しますと、平成23年の9月の河合町の議会における一般質問の議事録です。

平成23年9月といいますと、私が、多くの住民さんの支持をいただきまして、ここに席を設けさせていただいたのが平成23年の4月の終わりですので、その4カ月後、私が初めて一般質問させていただいたときの議事録です。その中の質問で、当初から、私は、河合町の人口増が必要であるということを訴え続けました。その中の抜粋です。

それと、2つ目、納税者を増やすということでしたら、その具体的な計画等々はお持ちでしょうかという質問をさせていただきました。その答弁で、澤井次長がお答えになっているんですが、「私のほうからは人を増やすというご質問についてお答えいたします。先ほど、税務課長が答弁しましたように、河合ブランドというイメージづくりの中で、人を自然増を増やしていこうという取り組みが、今、夢ビジョンの中で位置づけしております。ただ、ご承知いただきたいのは少子高齢化というのは国家的な課題であります。私ども河合ブランドといいましても、そのパイの取り合いということになります。抜本的には、やはり自然増の増加という国家的な単位での検討というのが抜本的な解決策という部分についてはご承知願いたいというふうに思います」、このように答弁されているんです。それで、私、言いたいのは、3年前のこの質問をさせていただいて、今、町長が河合町の人口を増やさなければならない、そこに至るまで3年間の月日がたっているんです。ここでは、次長の答弁では国家的な単位での話だとおっしゃっていたのが、町長が今年になって3年かかって初めて町民の数を増やさなければならないという言及をなさいました。この3年間というのは町民にとっ

てすごくマイナスの3年間だったと、私は感じております。時間として3年という損失であったのではないかと考えております。その辺も含めて、今後の事業展開をしっかりとさせていただき、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（疋田俊文） これにて、杵本光清議員の質問を終結いたします。

11時まで暫時休憩。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（疋田俊文） 再開します。

---

◇ 森 尾 和 正

○議長（疋田俊文） 4番目に、森尾和正議員、登壇の上、質問願います。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

（5番 森尾和正 登壇）

○5番（森尾和正） 議席番号5番、森尾和正が通告書に基づいて一般質問いたします。

3つの質問をいたします。

災害時帰宅困難者訓練について。

奈良は、1,300年の間、大きい地震がないので、奈良は大丈夫だと思っている人が多いです。ところが、長年のひずみがたまっているので、地震が起きると大きい地震が起きる可能性が高まっています。大地震が発生した場合、通勤、通学、買い物、行楽などで外出中の人は、道路が寸断され、公共交通機関は不通となる可能性が高いんです。多くの人が徒歩で帰宅しなければなりません。奈良県内では、2014年11月2日、生駒、奈良市民と両市長とも参加し、越境避難訓練で大阪から奈良への徒歩での帰宅を実施しました。河合町は、近隣の市町村と合同でこのような訓練を実施しようとするお考えはありませんか。

2番、高齢者の人口減対策について。

先ほど、杵本議員さんの答弁で、人口減に対しては若者の定住化を図るという答弁がありました。その中で、出生率の向上というのがありましたけれども、出生率は全然低下していません。1.何%か知りませんが、結婚しない若者が多いからです。この30年間、僕が全部調べたら、結婚している人はみんな2人から3人産んでいます。昔から一人っ子はいました。出生率、減っていません。ただ、結婚しない30、40代の人が多いからそれを割って1.何%になっているだけで出生率は低下していません。

それで、僕の質問は高齢者の人口減対策について。

高齢者の転居の多くは子供や親戚の近くへの転居、援助を求めている転居、この2つです。しかし、これからは快適さを求めている転居が増える可能性があります。今、現にそういうところが出ています。それに対策している自治体もあります。定年退職などを契機として、人生後半、より快適に暮らすために転居することを考えている人がこれから増えていきます。まちは、若者も高齢者もどちらもが快適に住みやすいところでなければなりません。河合町は、このことについてどうお考えになりますか。

3番、町有地の売却について。

地域と一体となっていた施設が閉鎖され、その土地が売却されると地域の環境が変わります。長年住みなれた環境が変わることに、地域住民は不安を持ちます。もし、地域の環境に合わないものができる、その土地から離れよう、脱出しようとする人が出ます。地域は寂れます。もし、売却になった場合には、地域住民との話し合いが必要と思われますが、町のお考えをお聞かせください。

質問があれば、自席にてさせていただきます。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは、1点目の災害時帰宅困難者訓練についてお答えをいたします。

南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、各地で火山活動が活発化し、また先月の22日には長野北部地震が発生しました。このような大規模広範囲にわたる災害時には、県外就労者・通学者などが多い河合町住民が帰宅困難者となることは十分予測されます。

今回実施されました奈良、生駒両市の帰宅困難者訓練につきましては、減災対策の取り組みとして評価をしております。しかしながら、災害時に徒歩で帰宅するのは、火災、落下物、道路崩壊等あらゆる危険が潜んでおります。内閣府でも、帰宅困難者への取り組みとしまし

て一斉帰宅の抑制、職場での一時滞在場所の確保が重要だと示しております。帰宅困難者訓練を行うことによって、徒歩帰宅を促しているような印象を与えるだけになっていけませんので、実施に当たっては趣旨を徹底するなど慎重に進める必要があると考えております。

○福祉政策課長（辰己 環） 議長。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） はい。私のほうからは、高齢者の人口減の対策について回答させていただきます。

それで、河合町におきましては、全体の人口は減少傾向ではありますが、65歳以上の方は増加傾向で推移をしております。ここ10年ぐらいは増加していくものと思われま

す。議員がご指摘いただいておりますとおり、転居理由は援助を求めている転居や施設入居の転居が多いと思われま

す。人生の後半を快適に暮らすための快適さを求めている転居という意味では、私ども福祉の担当課の立場からは、高齢者の方が住みなれた地域で過ごしていただけるよう、医療、介護などのサービスが切れ目なく提供できることを目指して、いろいろな施策を実施していきたいと検討しているところであります。

その一つとしまして、地域包括ケアシステムの構築を進めております。介護予防にも力を入れさせていただき、他町では余り実施されていない地域に出向いての介護予防教室、運動教室を実施しているところであります。

また、高齢者の生きがいをづくりとして、豆山の郷や公民館事業で交流の場としての各種講座や囲碁、将棋大会、ふれあいの集いなどを開催させていただき、ボランティアの拠点としてのいろいろな事業を実施しているところであります。

これからも、高齢者が河合町で元気で快適に暮らせるように検討していきたいと考えているところであります。

以上です。

○総務課長（木村光弘） はい。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 町有地の売却についてで、お答えさせていただきたいと思

います。

普通財産である町有地を売却等する場合におきましては、現在の町の運用としまして、土地利用に対する条件の設定、また利用計画の事前提出などで行っており、その後審査の結果により周辺の環境に合わない場合、また住民に著しく不安を与える場合などは、利用計画で

あるならば、その希望者に対しては売却はできない等の旨の通知をしております。

また、議員ご質問の地域と一体となっていた施設が閉鎖され、土地が売却される場合、地域住民との話し合いが必要ではないかということにつきましては、町有未利用土地の利活用基本方針の基本的な考えとしまして、地域、地元地域等による公共・公益の用に利用が予定される場合には、当然、民間等より優先して譲渡または貸し付けを行うものと定めておりますので、これらに該当するような場合は、当然、地域住民、関係者との協議、話し合いをさせていただきたいと考えております。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 1番の災害時帰宅困難者のことですが、民間業者が調査したところ、帰宅困難な状況に遭遇した場合、30%の人が何としても帰宅すると回答しています。徒歩帰宅ルートがわかる、やっぱり帰宅支援マップなどを作成して住民に知らせる必要があると思いますが、どう思われますか。

2番、高齢者にとって快適な生活とは、今、福祉の面でお答えいただきましたが、安心・安全で買い物も歩いて行ける、空き家が少なく治安がよい、バリアフリー対策も整い、高齢者が病院にも行きやすい移動手段も整っている、それに対する対策は考えておられますか。

それと、3番、今、町有地を売却する場合は条件をつけて設定するとおっしゃいましたが、きちっと条件をつけて売却しても第三者に売却されて条件を守らない場合がありますが、そのことに対してお答えください。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（疋田俊文） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 帰宅支援マップ作成ということでございますが、町で作成しようしますと、やはり対象者が非常に多くなります。そうしますと、どうしても小縮尺で、広範囲の地図になってしまいまして、大まかな情報しか掲載することができなくなってしまいます。それで、帰宅支援マップに求められておりますのは、具体的でタイムリーかつ詳細な情報が必要となってきます。

そこで、各個人で平時から準備しておくことが望ましいというふうに考えております。それで、その作成に必要なノウハウを町のほうでお示しできればいいかなと思いますので、その方向で進めてまいりたいと考えております。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。



○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） はい。高齢者にとって快適な生活とは、高齢者が病院に行きやすい移動手段が整っていること、それに対しての対策はとっていますかというご質問ですけれども、河合町におきましては、河合町バリアフリー基本構想策定協議会にてバリアフリーについて協議をしていただきまして、バリアフリー基本構想も決定していただいたところでございます。これからも協議会で検討していただき、進めていきたいと考えております。

○総務課長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 土地の第三者の譲渡ということだと思っておりますが、当然、先ほど出ました条件の中にもその旨等、今も現在入れて運用等しております。

それと、また当然土地売買契約においても第三者への譲渡、貸し付けは禁止しており、もし違反した場合は契約を解除し、土地を町へ返還する旨等も定めておりますので、その点については心配ないかと思っております。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 今の1番の質問ですけれども、災害の発生直後には慌てて帰宅しようとせず、まず家族や自宅等の無事を確認するとともに、災害情報の収集に努めることが大事です。家族等の無事が確認できれば、状況が落ちつくのを待ってから帰宅することが可能です。そういう帰宅支援情報を住民に提供する必要があると思いますが、例えば自動車で近くへ行っている場合なんかは、道路が寸断され、そこに、道路に置いていると、今度、道路のいろんな輸送、救援に対して邪魔になりますので、そういうこととか、帰宅支援の情報を住民に提供する必要があると思いますが、それについてお答えください。

それと、2番、今、福祉の面とか、バリアフリーとか、いろんな面をお答えいただきましたが、住民は西大和イオンが閉鎖されるのではないかといううわさで不安をいっぱい持っている人が多いです。上牧はアピタができました。大型ショッピングはできましたけれども、万代上牧、それと近商ですかね、その2件が8月に閉鎖されました。若い人は車ですっと行きますけれども、高齢者は車を手放している人も多いです。万代上牧の辺の住民の人は、もう歩いて行けなくて困っています。近商のほうもそうです。やっぱり、高齢者になると歩いて行けるショッピングが要ります。民間事業者のことですが、このイオンの場合、河合町は住民が困らないように、やっぱり町の中心地にあるショッピングセンターはどういう状況に

なっても維持していくというような努力は考えておられますか。

それと、3番、広瀬台保育所はもうすぐ閉鎖されます。住宅地に受け入れにくい施設ができないかという不安を地域住民は持っています。今、第三者に売却されても条件をつけていますので大丈夫とおっしゃいましたが、ナブラの宗教施設なんかはばあんと建築違反、赤紙張って、それでもそのままです。中山台も、いろいろとそういうのができてきて、土地も施設も増えています。広瀬台も、そういう不安いっぱい持っています。その辺に対して、もうちょっとお答えいただきたいのんと、売却しない場合、跡地利用なんかはどう考えておられますか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（疋田俊文） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 帰宅支援情報の提供ということでございますが、どうしても帰宅しなければならないという方がおられるのも現実だと考えます。そんな方々には、平時におきましては奈良・生駒両市の経験則を踏まえた徒歩帰宅のノウハウや、災害時におきましては災害時帰宅支援ステーションなど、沿線情報、町の状況などをさまざまなツールを利用して伝えるように努めていきたいと考えております。ただし、原則はむやみに動かない、徒歩帰宅は20キロが限度である、それ以上の方は一時滞在するのが得策だということを徹底して訴えてまいりたいと考えております。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） 議長。

○議長（疋田俊文） 堀内次長。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） 私のほうからは、イオン西大和店が閉鎖されるのではないか、高齢者の買い物の維持について町はどのような姿勢を持っていくか、お答えくださいということで答えさせていただきます。

イオン西大和店につきましては、映画館、健康増進施設を併設し、河合町において生活娯楽関連の中心となる商業施設であり、住民にとっては非常に過ごしやすく、重要な施設であることは十分認識しております。高齢者にとっては、なおさらのことだと思います。過去にも、イオン西大和店が閉店するのではといううわさがあったようです。ただ、本年7月にイオン西大和店の店長さんが着任の挨拶に来られた際には、地域の生活の中心的な施設として、地元住民にご愛顧いただけるよう今後とも努力していきたいということでおっしゃっていただきました。また、その際には、長年地元にお世話になっていきますので、地元に関心を持ってほしいという申し出もいただき、町としましても、その空きスペースの活用などで協力できる可

能性について今後協議をしてみたいと考えております。周辺には大型のアピタ等の商業施設ができ、少なからず影響があるとは思いますが、町としましても今後とも互いに協力できることを考え、引き続き本町の生活の中心的施設としてあり続けられるよう、良好な関係を維持して努めてみたいと考えております。

○総務課長（木村光弘） はい。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 町有地の件ですが、町有地、あと施設の跡地等も含めての利活用は個々の状況によっていろいろと変わると思います。当然、その地域に合った環境対策など、将来的な利用計画を検討しながら、検討しなければならないのではと考えております。

それと、広瀬台保育所の閉鎖後の跡地利用につきましては、一応基本的には売却等を考えております。しかし、今後の社会的な情勢等を見ながらまた検討してみたいと考えております。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 3番目のことなんですけれどもね、ちょっと質問、お答えいただいたんか知りませんが、ちょっと聞き取りにくかったんですけれども。例えば、町有地を売却する場合は、売却前には売却とかそういう跡地利用の場合は地元住民との話し合いが必要だと思いますが、その点についてもう一回お答えください。

○総務課長（木村光弘） はい。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 最初に申しあげましたように、当然、その土地が地元地域等による公共・公益の用に利用が予定される場合は、当然、これらについては地域住民、関係者等の協議、話し合いをさせていただきたいと思っております。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○5番（森尾和正） いろいろありがとうございました。

住民がいい環境で、安心・安全に快適に暮らせるように努力していただくことを願います。

今のこの町有地のことでも一応地域住民の話し合いをしてからというので、その点では安心しました。一応、住民が快適に暮らせるように努力していただけることを願いまして、私の質問は終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、森尾和正議員の質問を終結いたします。

---

◇ 西 村 潔

○議長（疋田俊文） 5番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問願います。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

（7番 西村 潔 登壇）

○7番（西村 潔） それでは、議席番号7番、西村 潔が、今回4つの課題について質問いたします。

まず1番目、河合町のバリアフリー基本構想について質問いたします。

このたび基本構想策定の協議が終了しまして、10月に報告書が作成されております。ここで、質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず1番目、この概要の説明の中で、今後、河合町バリアフリー推進協議会が立ち上がって、そこへ移行の上、事業展開されるというふうに今なっております。

そこで、①として、この推進協議会はどのような形で立ち上げるのか、構成委員とか、事業単位とか、シュツキカンとか、協議の進め方などの説明についてお願いしたいと思います。

②この報告書の中で特定事業計画について、この実施の手順はどういうふうになるのかについても説明をお願いします。

③その他の事業計画の策定とか、実施は誰がいつ行うのかということについての説明をお願いします。

2番目の整備実施時期について言及されております。短期は5年以内、中期は10年以内、長期は10年以上となっております。この基準設定についての説明がありますけれども、もう一度その考え方とか、その理由をお聞かせいただきたい思います。

3つ目、資金とか財源の手当てについてはどうなるのかですね。もちろん、民間の資金、国庫補助、それから交付金、自治体負担などが考えられるわけですが、現時点において、どのような見通しを持っているのかどうかですね。

4番目、3駅のうち大輪田、佐味田川についてはエレベーターの設置計画となっております。

それで、①として、この整備実施期間が10年以上になっているわけですね。この理由は一体はどこにあるのかということです。

それから、事業者である近畿日本鉄道の視点、考え方、状況は一体どのようなになっているのか。

③河合町はこの事業に対してどこまで整備実施に協力や関与ができるのかどうか。また、この費用は、財源は一体どこから出てくるのか、財源についてどのように考えているのか、10年経過すれば整備できるんですかねというような質問をしたいと思います。

それで、この基本構想の74ページの注釈の欄を見ていただいたらわかりますけれども、国の方針に従い、乗降人員1日当たり3,000人以上の鉄道駅を優先して整備するとなっているわけですね。なお、この費用については国が3分の1、自治体3分の1の補助を前提としておるということです。

④今後、この推進協議会や事業者との間で整備内容の変更など、例えばこの駅の変更、エレベーターつけるとなっていますけれども、これは変更する可能性があるのかどうか、そういう見込みがあるのかどうかですね。もしエレベーターの設置ができない場合の代替案を今まで審議されてきたのかどうかということです。

次に、2番目、普通財産について質問いたします。

1つ目、保有状況のリストの公表の方法については、①閲覧する方法、それからホームページで掲載する方法、その他が考えられておりますが、現在の状況を教えてください。

②普通財産の増減があった場合、売ったり買ったりとかいうようになった場合、掌握が可能かどうかですね。もし、現在住民側からの要請があった場合、どのようになりますか。閲覧できるんですか、資料請求することになるのですか、ご回答お願いしたいと思います。

2、次は保有している土地建物の運用状況の公表は現在どのようなになっているのかどうか。

例えば、得られる収入状況などを総括した情報の開示は可能かどうかですね。例えば、無償で提供している、有償で提供している、貸し付けしている、幾らの貸付料をいただいているのかとか。

②売り払いの状況です。売った場合幾らで売ったんやと。それから、その他の状況を総括して情報開示をするべきだと、私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それから、3番目、活用とか運用ルールはどこで取り決められているのか。

①統一した基本方針などが整備されているのかどうか。

②運用規定などにより、決裁の権限者、管理者などがきっちりと定められているのかどうか。

か。

例えば、普通財産の情報を住民に開示することで、土地とか建物の利用の活用の促進につながることも十分考えられるわけですね。この点に対する町のお考えをお聞かせください。

4番目、これらを実施する上で、規定の開示あるいは条例化の必要性があるのかどうかの所見をお聞かせください。

次に、3番目、河合町公共交通基本計画について質問いたします。

1、この課題については平成22年12月より質問をさせていただいております。その答弁の内容を、改めてここで確認させていただきます。

まず、22年12月議会でこのように答弁しているわけです。福祉有償運送以外にも乗り合いタクシー方式やコミュニティバス運行等の移動サービスもあることから、今後、本町にとってどの方式がよいか検討したい。こういう答弁がなされております。

23年3月議会、基本交通計画策定及び生活支援交通の支援を検討したい。

24年12月議会、町内の公共交通網のサービス向上及び公共交通空白地帯の軽減に向けて本年8月に河合町地域公共活性化協議会を設置し、豆山きずな号を初めとする町内公共交通の施策のあり方を検討し、利便性向上、確保維持改善を図るため、今年度末を目標に河合町地域交通総合推進計画を策定すべく進めております。

25年3月議会、豆山きずな号は豆山の郷福祉会館への送迎として利用していただいております。組織化について河合町地域公共交通活性化協議会において、河合町の交通戦略について検討中で連携を図りながら検討したい。

25年6月議会、地域公共交通総合連携計画として、地域公共交通活性化協議会で6月6日に第4回目の協議会開催、公共交通空白地域の移動利便性を確保するため、豆山きずな号を発展的に再編、定時・定路線型の運行を基本としたコミュニティバス導入に向けて検討を行っているところです。

26年3月議会、町内に点在する交通空白地域の移動利便性を確保するため、豆山きずな号を発展的に再編し、誰もが使いやすく、高齢者、障害者の方々の外出促進につなげることも考慮しながら検討を進めています。

26年9月議会、巡回ワゴン豆山きずな号は総合福祉会館豆山の郷への送迎を主体的に無料で利用していただいております。公共交通としての役割、機能を持たせるのであれば、町地域公共交通活性化協議会との連携が不可欠で、公共交通基本計画の推進にあわせて検討したいとの私の質問に対する答弁が続けられているわけですね。

最近、9月議会において、基本交通計画や住民生活の交通の支援も検討したいと答弁がなされているわけですね。それで、現在に至っているわけです。現在まで、何ら具体的な施策がありません。はや4年が経過しているわけです。今後の展望はいかがでしょうか。時間がかかっている理由、説明をお願いしたいと思います。今年度の協議会での審議状況は一体どのようなになっているのか、説明をお願いしたいと思います。

そこで、2番目、巡回ワゴン豆山きずな号の運行に限定して質問いたします。

26年9月議会では、このように答弁しているわけです。アクセス巡回型のきめ細かなサービスを提供するとなれば、停留所の追加、運行本数、経路、運行経費の検討等が必要、1台の車両では限界があるため、現時点では独自運行の見直しは非常に厳しいとの回答をいただいています。

そこで、再度質問します。どのように考えているのか。

①現行のまま運行をしていくつもりなのかどうか。

②公共交通の一部として位置づけるのかどうか。

③公共交通と福祉輸送の間のいわゆる第三の輸送。ほかの議員から質問出ております。買い物、通院用の住民の足としてというようなことも含めて検討していくのかどうか、明快な解答をお願いしたいと思います。

次、4番目、豆山の郷福祉会館の利用について質問いたします。

1、来年4月以降の福祉会館の利用活用についてはどのように今考えていらっしゃいますか。

①見直しを含め、どのような内容が今年度審議されてきたのか。

②利用計画は策定されているのですか、あるいはこれからですか。

2、現在利用しているデイサービスの事業は継続か廃止される予定ですがけれども、廃止の場合の利用はどうなりますか。

以上、明快な答弁をお願いしたいと思います。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい。河合町バリアフリー基本構想の概要について説明させていただきます。

町内3駅を中心とした徒歩圏を重点整備地区と位置づけて、その中の生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化を重点かつ一体的に進める内容となっています。

また、施設整備といったハード面でなく、高齢者や障害者などが抱える移動に関する困難を周りの住民一人一人がみずからの問題と認識するために、心のバリアを取り除き、バリアフリーへの理解を深め、積極的に協力するといったソフト面での施策である心のバリアフリーについても定めています。

バリアフリー協議会の構成メンバーですねんけれども、学識経験者、国・県、高齢者団体、障害者団体、商工会、婦人会、交通事業者など、関係すると思われる方々に広く参加いただいております。

次に、整備実施時期の根拠についてですけれども、まず最初に基本構想の整備内容を検討するために高齢者や障害者を中心に町内の旅客施設3駅周辺の歩行空間現地地点検を実施し、課題や現況を把握しました。その後、協議会における意見を取りまとめ、各施設ごとの問題を整理しました。

基本構想において記載している目標時期については、各施設管理者と問題点の解決に向けた協議を実施し、整備内容や施設管理者としての考えをお聞きした上で協議会における協議を経て決定いたしました。

次に、資金、財源の手当てについてですねんけれども、基本構想に従い行われるバリアフリー化に対しては、我々が整備すべき公共施設を対象としたものや民間の建築物や鉄道駅などの整備を対象とする国・県の補助制度があります。

次に、3駅の位置づけで整備時期が10年以上の理由、事業者の視点、状況についてですが、町内の3駅の整備時期が10年以上となっている理由ですが、駅に関しましても他の施設と同様に施設管理者である近鉄と協議の上決定しています。現在、近鉄では国が定めた移動円滑化の推進に関する基本方針に基づき、平成32年度までに1日当たり平均利用者数が3,000人以上である鉄道駅全てで段差解消などの移動円滑化を実施するという目標に向けて事業を進めておられます。

当然ながら、多くの方が利用する施設を整備すると多くの方がその恩恵を受けることとなるため、利用者3,000人以上の駅を優先的に整備するという近鉄の方針は事業者の視点から判断すると合理的なものであり、一定の理解はできるものです。しかし、町としては駅のバリアフリー化は重要かつ緊急な課題であり、早期実現に向けて粘り強く協議してまいります。

10年経過すれば整備できるかとの質問についてですが、企業も厳しい経営状況の中、利用者のため整備を実施しておられる状況において、基本構想に盛り込まれた内容だから目標時期が来れば必ず整備できるものであるとは認識していません。鉄道事業者は乗降客数が減る



中、ホームドアやエレベーターを設置し、それらの施設の維持経費が新たに必要となり、厳しい経営状況にあると考え、今後も整備に係る具体的手法の検討や必要となる費用に係る財源の調達、実施設計という流れで進んでいく中において、新たな課題が生じることも十分予想されます。

基本構想にある整備内容の変更についてですが、今後、各事業の具体的計画である特定事業計画を策定し、事業を実施していく中において、その進捗管理や評価を実施し、新たに生じた課題を把握して、適宜見直すことを想定しております。例えば、大輪田、佐味田川の両駅の整備内容にはエレベーター設置と記載されていますが、エレベーターを設置することが目標でなく、段差の解消が目標であるため、さまざまな手段について費用面や施工面、後々の維持管理面からも検討し、最適な手段を選択してまいりたいと考えます。

次に、河合町公共交通基本計画についてですが、本町では、町内公共交通網のサービス向上に向けて河合町地域公共交通活性化協議会において協議いただいているところで、平成24年度からこれまで4回の協議会を開催しております。

また、奈良県や奈良県知事が主催する奈良県地域公共交通改善協議会では、市町村の地域公共交通に対する連携、支援について検討が始められており、きのう開催された同協議会北西部地域部会にも当町の職員を派遣し、公共交通に関する意見交換及び情報共有が行われたところであり、本町では、その協議会の動向を注視しているところです。

議員がご指摘のとおり、時間がかかっているという事実もありますが、豆山きずな号が一応の役割を担っている現状を踏まえて、県の方針を見定めた上で早期実施に向けて進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○総務課長（木村光弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 私ども、普通財産についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、保有状況のリスト公表の方法ということですが、現在、もう総務課において閲覧による公表をしておりますので、それを見ていただければと思っております。

また、増減についてはどうかというようなことですが、一応総務課のほうで年一度、各課とで調査を行い、それらの資料等もございますので、それらを開示請求等されればそれをできるものと思っております。

それと、運用状況の公表でございますが、現在の保有土地の運用状況については、総務課

で十分把握はしておりますが、財産台帳に情報はちょっと今のところ未入力というような形になっておりますので、新たに個々の調書に入力する作業が必要となります。この作業を行った後、公表に必要とする部分等を抜粋した一覧表の作成を行い、閲覧による公表を行いたいと思っております。

あと、活用及び運用のルール、それと規定の開示、条例化の必要性の件でございますが、町が普通財産を利活用する場合、また他のものが利活用を希望される場合があったときには、当然、地方自治法、また財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例、普通財産の管理に関する規則及び策定済みであります町有未利用土地の利活用基本方針に基づきまして、活用及び運用を検討しております。また、その後、町有財産等売却処分審査委員会において審議を行い、その結果報告をもちまして、最終的に町長が土地の利用活用等を決定するというような運用を行っています。一応、このような運用ルールによりまして、普通財産である土地の管理、運用についての対応はできていると思っておりますので、条例の制定等は特に今のところ考えておりません。

以上です。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） 私の方からは、河合町公共交通基本計画の中で、巡回ワゴン豆山きずな号の運行をどのように考えているのかと、豆山の郷の活用についてお答えさせていただきます。

まず、巡回ワゴン豆山きずな号の運行をどのように考えているのかについてでございますが、9月の定例議会でも答弁させていただきましたが、巡回ワゴン豆山きずな号については、総合福祉会館豆山の郷への送迎を主目的に無料で利用していただいています。この豆山きずな号を公共交通としての役割、機能を今後拡充する方向で進めるとなれば、町地域公共交通活性化協議会との連携が不可欠で、公共交通基本計画の進捗にあわせて最善の方法を検討していきたいと考えております。

また、買い物、通院用の住民の足としての第三の輸送については、新たに構築するのは非常に厳しいと考えますので、現在社会福祉協議会が運行しております福祉有償運送サービス拡充とあわせて公共交通基本計画の中で検討し、対応していきたいと考えております。

次に、豆山の郷の活用についてでございますが、来年4月以降の福祉会館の利用活用について見直しを含め、どのような内容が審議されたかについては、今年の6月に第1回目の豆

山の郷運営審議会を開催し、現在3回の会議を開催しております。平成27年4月以降の会館2階デイスペースの再利用計画等について審議いただいているところでございます。

次に、利用計画は策定されたのかのご質問ですが、デイスペースの再利用計画については、貸し付けに関する公募型プロポーザル募集要項を制定し、一般公募により貸し付けを希望者を募って、貸し付け事業者を決定すべく、今現在、事務を進めております。

2点目の現在利用されているデイサービス事業は継続か廃止されるのかについては、今年の3月議会でも答弁させていただきましたが、サービスを利用いただいている方の不安を払拭すべく、1年限定で町の委託業者である事業所に有料で貸し付け、デイサービスを継続していただいているところです。事業者との賃貸借期間が平成27年3月末日となっておりますので、総合福祉会館豆山の郷内での事業継続はないと考えております。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○7番（西村 潔） バリアフリー化、非常にこの基本構想ができていまして、非常にこれはカラー刷りでわかりやすいということです。それで、この中で難しいいろいろ課題いっぱいあると思いますねん。この報告書の中では推進協議会を立ち上げると、新たに立ち上げるといいますので、これでもって、それぞれの民間事業所あるいは町が持っている施設についてやっていこうということです。ここの質問をさせていただいたわけですがけれども、なかなかぴんとこないという状況です。早速、これがスタートすることになると思いますけれどもね。それで、一番気にしているところは、3駅のバリアフリー化がこれは非常に大規模になってくると思うんですね。時間もかかるということで、これは、もう町長も立ち上げるということでやってもかなり日がたっているわけです。それで、手順としてはよくわかるんですけれども、今気になっているのは非常にこの近鉄の意向を見ますとね、はっきり言いますともうできないということ、見えているわけですね。そうすると、先ほどこれからエレベーターが設置できない場合どうしていくかということを経験すると。ということは、今までこの二、三年の間にこの審議がなされたのかどうかということで質問しているわけですがけれども、なされなかったというふうに理解してよろしいでしょうか。

それで、いろいろな費用もかかりますし、所有者も違うということですから、それらに対して行政がどこまで関与してあるいは財源を補助するのか、先ほど私も言いましたけれども、3,000人以上になるということはほとんどあり得ないことですよ。わかっていることです、これ最初からね。けれども、そうしますと、場合によっては無人化以上なことが起こる可能

性もあるわけですよ。駅廃止するというようなことも出てくる可能性ありますね、10年たてばね。そういうことも踏まえて、この駅を、やはりまちづくりの一貫ですからね、やっぱりだんだんこれ悪循環なって減っていくわけですよ。それをどうクリアしていくかということで、バリアフリー化によって、人、移動を確保するということですよ。だから、もし物理的にできないってようなことになったときに10年間何もせずにいるのかどうかってことについての質問に再度お答えをいただきたいと思います。

それから、普通財産について、先ほどの答弁では台帳はできているけれども、収入とか売り払いとかについては一応未入力の状態だということですので、ベースができていますから、早急に入力をして、それを総括的な情報開示をしていただきたいと思いますが、これは約束していただけますでしょうか。

それから、活用の運用ルールということですが、これは、なぜこういうこと質問するかといいますと、普通財産を町が、誰、どこ、持っているかということを住民に知らしめるということがまず基本的なことだと思います。これらによって、住民がここの土地を活用したいということになるわけですね。活用するためのルールは一体どうなっているかということを確認にしようといかんわけですよ。だから、そういう意味で、ただ単なる審議会で行っているんじゃなくて、やはり住民に開示をすることで、いや、こんな土地使いたいんやと、自治会がこんな使いたいんやとかね、出てくるような仕組みをこの審議会で検討されているのかどうかということですね。これについてお答えいただきたいと思います。そのためには必要な条例が要するのか、新たに要するのか、既定の開示はできるかどうかについての回答をお願いします。

それから、基本交通計画、これは22年12月にこれを提案させていただきました。やります、やりますということで来ているわけですよ。同じような回答が続いているわけです。これは、なぜかという、明確なビジョンがないんですね、行政のほうで。公共交通として扱うのか、扱う範囲は一体どこなのか、福祉施策として扱う輸送はどうか、その中間はどうかということを確認に概念ができてないわけですよ、行政としてはね。それで、買い物とかいろいろ福祉輸送の中でそれをやりますという答弁が出たんですけど、これは、当初からできる範囲だったんですね。そうしますと、福祉有償運送をやるということになったときに、行政としてやるべきことあるわけですよ、ほかに。7町協議会から外れて、許可認可を市町村が持つことができるわけですね。これ、ご存じですか。河合町が手を挙げれば、社会福祉協議会だけじゃなくて、ほかのNPO法人とかね、そういうところが手を挙げるこ

ともできるわけですね。それに対して河合町は許認可を与えることもできるわけですよ。ということは、裾野が広がるわけですね。こういうことに対する視点もどうなのか、回答お願いしたいと思います。

それから、巡回ワゴンは位置づけを明確にさせていただきたいと思うんです。公共交通との一環で考えるというようなことじゃなくて、これはこれでいくんだということであれば、この巡回ワゴンの改善ということをするればいいわけですね。公共交通とくっつけるとか、そういう概念じゃなくて、今ある巡回ワゴンをもっと利便性を高めるためにどうしたらいいかっていうことを考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、豆山の郷の福祉会館の活用ですけれども、4月からどのようになるのか、教えてください。

以上です。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 議員質問の駅に対してのエレベーター以外の整備内容で、そのほかのことも事前に検討したんかということですねけれども、整備内容についてはこれから特定事業計画をつくっていく中で、駅のエレベーター以外のスロープの設置やホームの移設、改札口の変更などについてこれから近鉄と提案して協議していきたいと考えます。

そして、10年たったら整備できるんかということですねけれども、極端な例になりますが、仮に町が全て費用を負担するとした場合でも、工事の実施設計や施工などは近鉄の協力は必要不可欠になり、町だけで進めることは困難な状況であります。また、一企業の施設である以上、相応の負担はしていただくべきであり、そこまでの補助を行うことは地方自治法に規定する公益上必要で認められる範疇であるとかということとは疑義が残りますので、その点でも、そういう回答でよろしく願いいたします。

○総務課長（木村光弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 運用状況の公表ですが、先ほどもお答えしましたように、必要な部分の入力等行った後、当然、公表に必要とする部分を抜粋した一覧表を作成して、また閲覧等による公表を行わせていただきたいと思いますと思っております。

それと、住民へのお知らせといおうか、土地の利活用ができるというような部分についてでございますが、当然、普通財産は一般の住民の皆様でも利活用が可能であることは余り知

られていない部分あるかもしれませんが、それは知っていただくためにも、当然、公平公正な手続を前提に、土地の貸し付け及び処分を進めていく上でも、住民の皆様に対しては土地の利活用に関しての公表をするような情報内容を、当然、先ほど言いました審議会等で諮って検討してまいりたいと考えております。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 福祉運送事業の許認可、これは町でできるということは存じております。ただ、それを1町でやるというのは膨大な事務量ございますので、河合町としましては、西和7町の協議会に参画したということでございます。

それと、豆山の郷の利便性、これにつきましては、いろいろな一般質問の機会の中で質問いただいておりますけれども、やはり例えば停留所を増やすとかいうふうになりますと、路線の問題、費用の問題等もございますので、今の段階では現行のままで運行をしていかなければならないというふうに思っております。それと、豆山の郷の4月以降のスペースの問題につきましては、今現在プロポーザルの一般公募を予定しておりますので、その募集状況を見ながら判断をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 西村議員、あと2分ですので、まとめてください。

○7番（西村 潔） 答弁いろいろありまして、多岐にわたっております。なかなか明快な回答を得られるということは難しいというも感じております。それで、まずそのバリアフリーの基本構想というのは非常に時間がかかるということはわかりますね。今、要は近鉄との協議というのは今まで2年も3年もやってきているわけですね。これからするということですね。それで、要はいろいろ国の施策もあると思いますけれども、行政がどこまでどういう形で具体的な話を個別でしていくということになるんで、その辺について、この推進協議会の持ち方ですね、先ほど質問さしてもうたんですけれども、明快な回答がないんで、もう一回お願いしたいと思います。

それから、普通財産ですけれども、質問いたしますけれども、去年1年間の有償による収入は幾らありましたか、教えてください。

それから、豆山の郷号ですけれども、プロポーザルでやるということになれば、4月からできるかどうか不透明ということですね。ということは、これからもまだ時間がかかって、あそこの空きスペース、そのままになっているっていう、そういうこともあり得るってこと

ですね。

以上、回答をお願いします。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） 議長。

○議長（疋田俊文） 堀内次長。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） 近鉄の3駅のバリアフリー化について、推進協議会のかかわり方ということで、まずバリアフリー推進協議会を立ち上げるということにつきましては、過去ありましたのがバリアフリー基本構想策定協議会。今、バリアフリー基本構想策定できましたので、その名称を変更するような形でバリアフリー推進協議会を移行していくというようなことで理解していただければと考えております。それで、その近鉄の協議についても過去協議が全くなかったかといいますと、全くないわけではないんですけども、やはり事業者ということになりますんで、具体的に協議をしていくということについては、やはり基本構想を策定し、続いて特定事業計画という協議を始めないとやはり事業者としては法律に基づいた3,000人以上の駅を優先した形でという回答になってしまうというのが現実であります。それで、その推進協議会が中心となってその特定事業計画をまとめていくと、特に近鉄だけではなく、ほかの民間の事業所についても同じくということで、それを特定事業計画として今後進めていくということで、推進協議会としてかかわっていくということでご理解願います。

以上です。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） はい。豆山の郷の再利用のスケジュールのご質問なんですけれども、年度内、来年3月には事業所を決定したく考えております。それ以後、できるだけ早い時期に貸付先が指定いただけるように進めていきたいと考えております。

○総務課長（木村光弘） はい。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 普通財産の収入の状況でございますが、ちょっと、今、手元に詳細な数字等を持ち合わせておりませんので、後にご提出させていただきたいと思っております。

○議長（疋田俊文） これにて、西村 潔議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。1時20分から再開いたします。再開後、副議長と交替します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時20分

○副議長（岡田康則） 再開します。

---

◇ 馬 場 千 恵 子

○副議長（岡田康則） 6番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 馬場議員。

（1番 馬場千恵子 登壇）

○1番（馬場千恵子） 1番、馬場千恵子。通告書に基づき質問いたします。

1番目に、大輪田・佐味田川駅・池部駅のバリアフリーについて。河合町のバリアフリー基本構想が策定されたことを受けてお伺いいたします。

この構想の中で、その冒頭で、高齢者が自立した社会生活ができることや子育て世代が安心して子供を産み育てることができる社会環境づくりが急務となっていると述べられています。今回は、近鉄沿線の大輪田駅及び佐味田川駅のバリアフリーについてお聞きします。

基本構想では、目標時期が長期、おおむね10年以降となっています。特に、2駅のエレベーターの設置は、重要かつ緊急な課題と認識されているとは思いますが、長期となっているわけをお伺いいたします。

2番目に、ごみ収集の改善についてです。

戸別収集の実施は、多くの住民の長年の要望でもあります。分別が徹底されず、ステーションに置き去りにされているのをよく見かけます。また、高齢者や子育て世代では収集場所まで持っていくのが困難です。まごころ収集もありますが、その対象も限られています。カラスなどによる被害も多く、改善が求められているところです。戸別で一定の改善が期待できるのではないのでしょうか。また、以前あったオレンジシールの復活をしてください。

以上です。

再質問については議席にて行いたいと思います。よろしくお伺いいたします。



○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○副議長（岡田康則） まちづくり推進課長、中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 西村議員の答弁と同様になりますが、回答いたします。

大輪田、佐味田川両駅の整備時期について近鉄と協議し、協議会に諮った上で決定しております。現在、近鉄では、国が定めた移動円滑化の促進に関する基本方針に基づいて、平成32年度までに1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅全てで段差解消などの移動円滑化を実施するという目標に向けて事業を進めておられます。

当然ながら、多くの方が利用する施設を整備すると多くの方がその恩恵を受けることとなるため、利用者数3,000人以上の駅を優先的に整備するという近鉄の方針は、事業者の視点から判断すると合理的なものであり、一定の理解はできるものです。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、本町の立場で考えますと、大輪田、佐味田川両駅のバリアフリー化は重要かつ緊急な課題であり、早期の実現を目指し、引き続き近鉄との協議を継続してまいりたいと考えます。

以上です。

○環境衛生課長（斉藤幸美） 議長。

○副議長（岡田康則） 斉藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（斉藤幸美） まず初めに、ごみの収集の改善について答弁させていただきます。

本町では、現在、可燃ごみ週2回町内585カ所、不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみに対しては週1回ですけれども町内148カ所のステーション方式により、住民の皆様のご理解、ご協力をいただき、実施しております。

ごみの戸別収集につきましては、新旧住宅地の地理的な違いやごみ収集の回収体制、特に車両、これ軽トラックなんですけれども等を増やさなければならず、収集コストがかなり増額になるなど、多くの課題があり、戸別収集は難しいと考えております。

また、分別されていないごみや後出しのごみについては、置き去りになることも考えられます。住民の方には、ごみの分別と出し方については、機会があるたびに啓発をしています。

また、カラスの被害についても、戸別収集を実施しているまちでは各家ごとに防鳥ネットなどを用意し、カラス対策をされているようです。

2点目なんですけれども、以前あったオレンジシールの復活ということでございますが、議員言っておられるオレンジシールのことでございますが、これは、燃やすごみの代用シー

ルのことを言っておられると思いますが、燃やすごみがどうしても袋に入らない物、例えばふとん、木の枝、毛布などに限って、家庭から出たごみであるということがわかるように張っていただくためのシールでございました。ところが、ごみ袋有料化以来、スーパーのレジ袋、また缶・瓶・ペットボトルの袋、また段ボール箱にごみを入れて代用シールを張り、ごみを出される家庭も多くありました。代用シールで出せば無料になるという不公平さはおかしいという住民の意見もありました。

不公平さの解消及びごみの排出方法を指定袋に一本化とするために、代用シールを廃止することにいたしました。

ご理解賜りますよう、お願いいたします。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 大輪田駅と佐味田川駅のバリアフリーについてですけれども、先ほど課長も言われたように、緊急かつ重要な課題ということで認識されていると思います。きょうも、何人かの議員さんがこれについて質問されましたけれども、国の方針である乗降人数の3,000人なんですけれども、この3,000人以上のところから優先的にというふうに近鉄のほうも言っていると思うんですが、ところがこの3,000人の中身なんです。通勤されている方とか学生さんの3,000人と、河合町のように高齢化が進んで高齢化の方とか小さい子供さんを持っている方の乗降が3,000人を切るという状況では、バリアフリーが求められている中身が随分変わってくると思います。そういう点で、河合町として、先ほども河合町に住み続けるということを進めていくという上で、そういうことに対する対策はどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。

それと、ごみの収集の改善なんですけれども、ステーションをもちろん増やしてもらおうということはもちろんなんですけれども、だんだんと高齢化も進んでステーションまで持っていくのが困難になってくる、そういった状況で、私は、高齢者だけではないと思います。小さな子供さんを持っている世帯についても、子供さんを置いてごみを出すというのは不安であるという要件もありますし、そういったことで住みやすさを求めて戸別収集、また戸別収集をすることによって高齢者も若い子供を持つお母さんについても軽減される。また、分別がされずに置き去りにされるということもなくなる。また、カラスについても、先ほど課長が言われたように、戸別に対応されている。それと、また仕事をされている方とかやったら、担当になったときにネットがいつまでも置き去りにされているとか、そういったこともあった

りしますし、しかも町外からステーションに持ってきて回収されないということも起こっているわけです。そういったことに対して、ステーション方式から戸別にすると随分改善されていくと思います。

それと、代用シールなんですけれども、代用シールについても、もちろんモラルに反した出し方をされているということが原因であれば、そういうことをもっと徹底して進めていってもらおう。しかも、実質、シールがなくなるということに対しては、ごみの収集に対して有料化になっていっているというふうなことです。これについても、議会では、条例にはならないかもしれませんが、協議会で話しされるとかということ抜きに、いきなりそういう対応をされたということに疑問を感じてちょっと質問をさせてもらったところですけども。

それと、戸別収集にすると軽トラック等で新たに購入しないといけないということで経費がかさむということですけども、駅のバリアフリーとあわせてごみ出しの問題もバリアフリーにかかわるといえるのか、住みよいかどうか、いつまでも住み続けられる河合町をつくるという意味で重要な課題ですので、コストについても検討していただきたいというふうに思います。

それと、まごころ収集ですけども、まごころ収集についても、平成22年、23年から委託の一部として業務委託をしているということですけども、これのまごころ収集の人数の推移と、どれくらいの費用がかかっているのかというのをちょっと示していただきたいと思います。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、中山まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 移動円滑化の促進に関する基本方針で、利用者数が3,000人に満たない鉄道の駅についても、地域の実情や高齢者、障害者等の実態を踏まえて、移動円滑化の可能な限り実施すると記されています。このことから、本町では独自に利用者中の高齢者の数などの現地調査を行い、両駅の実態を把握した上で早期の実現に向けて粘り強く協議してまいります。

以上です。

○環境衛生課長（斉藤幸美） はい。

○副議長（岡田康則） 斉藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（斉藤幸美） 議員おっしゃっている、まず戸別収集のことなんですけれども、これについてですけども、これについては、先ほども言いましたように、新住宅地、旧住

宅地、この辺の地理的な問題があると考えておるところでございます。どうしても100%の戸別収集は難しいと考えております。といたしますのは、西大和は新住宅地においては道路幅がありますので、各家回ることは可能だと考えているところでございます。旧住宅についても道幅が狭いので、どうしても行ける家、行けない家は当然発生すると考えているところでございます。それで、不公平感があるということで、今現在のところ難しいという答弁をさせていただいたところでございます。

次の代用シールのことなんでございますけれども、これについては、ごみの有料化、実施するということで、平成17年12月の議会で、河合町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正において、これにおいて有料化ということになったと認識しているところでございますので、これに伴ってこの代用シールというのは一応廃止になったという認識をしているところでございます。

それから、まごころ収集の問題なんですけれども、この推移、今、ちょっと資料を持っておりませんので、現在行っているおうちは一応29件でございます。費用については、1件幾らというのはちょっとその辺は、今、計算上したことないので、今ちょっと資料を持っておりませんので、費用はちょっと出せないと思っています。ご理解、よろしくお願いします。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○副議長（岡田康則） はい、馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 駅のバリアフリーについてですけれども、町内の実態に応じて対応していくということですが、河合町のそういった実態について、緊急で重要な課題というふうに認識されているのはされているんですよ。それにもかかわらず10年以降の実施というふうに目標が定められているというのは、どうしてですか。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） 議長。

○副議長（岡田康則） 堀内まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） まず、2駅のバリアフリー化について、重要で緊急な課題であるという認識は、当然持っております。そういう認識があるからこそ、バリアフリー基本構想を策定しようということで始めているわけなんで、それを、その認識があるにもかかわらず10年以上となるということについては、午前中の西村議員のときにも答えさせていただいていますように、実際のところ、相手が事業者であるという、鉄道事業者の近鉄であるということと、近鉄についても、まず方針として先ほども課長のほうから申しておりますように、3,000人以上の利用者のある駅を優先してやっているという中で、具体的な対応

についてなかなか触れづらいというところがあって10年以上となってくるということになってしまいますので、そこら辺をちょっとご理解いただきたいと思います。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） この3,000人という中身なんですけれども、先ほども、私、言いましたけれども、通勤者とか学生さんの3,000人と河合町のように高齢化が進む、また小さい子供さんもこれからも河合町に住んでもらいたいという住みやすさというか、そういった中身とは違うと思うんですね。そういった実情について、近鉄との協議の中で、そういうことも踏まえて話ししてもらわないと、本当に河合町に住み続けてもらいたいというのほうたい文句だけになってしまって、実質、実際に、何ていうか、実施するっていうふうな方向には進んでいけないと思うんですね。

それで、このバリアフリーの基本構想の中でも、高齢者が社会的生活ができるとか、自立した生活ができるとか、子育て世代が安心して産み育てられるような社会環境をつくっていくというのが急務というふうに町長も挨拶の中で述べられていますように、そのところをちゃんと踏まえて10年という、近鉄はもちろん自分ところの営業にかかわることですので、簡単にお金は出さないやろうし、なかなかしないと思いますけれども、河合町としてそれをどういうふうに進めてもらって、町民の立場で進めていってもらわなあかんというのをちゃんと近鉄のほうにも説明していってもらわないと、近鉄の流れの中でやっていたらいつまでもこれはできないと思うんですね。

このバリアフリーについては、本当に皆さんの大きな要望でもあるんですね。しかも、今リタイアされた方、もう佐味田川の駅ができて随分利用していただいて、働いてもらって、ほんで通勤されていて、河合町にも税金も随分払っていただいた、そういった河合町を支えてもらったその層の方が、高齢者になって、そういったバリアフリーを求めていつまでもこの河合町に住んでいきたいというふうな要望があるからこそ、このバリアフリーのことが毎回要望として上がってきていると思うんですよね。そういった人たちに対するその気持ちに応えるというか、河合町としてもそれは本当に実際に実現するというので進めてもらわないと、近鉄ベースでやっていたんではなかなか、近鉄は国の中身と違って、すぐ人数とかと違って、無人駅についても近鉄のこの路線を残したいから無人駅にしますというふうに言うんですけれども、河合町としては乗降者の安全を求めて無人にするのはよくないんじゃないかということも言ってもらわないといけないし、そういったことで町民の安全を守るという

こととか、河合町にいつまでも住み続けてもらうという意味でも、これは、10年以降とかというように協議をしてとかというんじゃないかと、やっぱり実態をしっかりと近鉄にも伝えてもらって実施していただく、単に基本構想の中で文書ではこういうふうに述べている、だけでは済まないんじゃないかというふうに思います。それとというか、近鉄に対してそういったことについての交渉を進めていってもらえるのかどうかというのもお願いしたいと思います。

それと、ごみの戸別収集なんですけれども、もちろん全ての地域で完全に実施するというのは無理かもしれません、いろんな地理的なこともありますので。しかし、ある程度の軽減もされるし、軽トラックで入れるところまで入れてもらうというのは、一輪車で運んだりとかね、大変苦労されているという地域もありますので、そういったことも軽減していただく。

それで、コストがかかる、コストがかかるといいますけれども、ごみの問題は特に全町民がかかわる事業なんです。全ての町民が恩恵、恩恵という、変な言い方ですけども、税金を払って河合町に住んで、その費用で戸別収集をしてもらうというのは当たり前だと思いますね。お金のことが問題であるんだったら、ごみ収集に係る費用を軽減するというのも考えていかなければいけないと思います。例えば、そうですね、今、奈良県下で戸別収集しているところが8つの市町村だというふうに聞いているんですけども、その費用について、費用を捻出するために廃棄物を減らすとか、繰り返し使えるとか、それでリサイクル、再利用するとかというようなことを徹底して町民に協力してもらうとか、理解を求めるということで、量を減らしていくということについての施策はどんなふうに行われているのか、それもお聞きしたいと思います。

ごみの排出量なんですけれども、有料化になって多少の変化はあるけれども、大きな減量にはなっていないんですね。やっぱり、それぞれのところで、いわゆる3Rと言われている部分を徹底していただいて、ごみの排出量を減らして業者に払うお金も減らして、戸別収集に必要な費用を捻出してもらう。多分、お金がかかるから無理だということで、それをベースに考えていっているのだからできないというふうになるとは思いますけれども、戸別収集をするという立場で出発していただくと、その費用をどこから捻出するのかというのを、担当課なり、町全体の課題として考えていただくと不可能なことではないと思います。実際に、8つの市町村がされているということですので、そういうところら辺の経験もしっかり聞いて進めてもらいたいと思うんですけども、この廃棄物を減らす、そういったことについての河合町としての手だてというか、方針についてはどうでしょうか。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） はい。

○副議長（岡田康則） 堀内まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） まず、申し上げたいのは、まずこの駅のバリアフリー化を行いたいということがきっかけとして、先ほども申し上げていますように、実現したいと考えるからこそ、この基本構想策定協議会を立ち上げて進めているということについては、ご理解願いたいと思います。

それで、近鉄ペースで進んでいるんじゃないかということについては、基本的に、ここに先ほどから課長も含めて回答させていただく中では、やはり近鉄さんのほうが国の基準に基づいた回答をしているということは紛れもない事実であります。ただ、それについてそれで結構ですということであれば、わざわざ基本構想に載せる必要もないということになりますし、そういうことをまげて何とか実現したいという思いで、今のところは10年以上という回答になっておりますけれども、10年以上かかるというものを少しでも前倒しできるように、今後とも近鉄と粘り強く協議を続けてまいりたいという考えであることは申し上げておきます。

以上です。

○住民生活部長（梅本英則） はい、議長。

○副議長（岡田康則） はい、梅本住民生活部長。

○住民生活部長（梅本英則） 戸別収集につきましての再質問にお答えさせていただきます。

戸別収集につきましての要望については、相当以前より、要望なり、いろいろ一般質問のほうで質問いただいているところでございますが、高齢化の進展に伴う、どうしてもごみをステーションに持ち出せないという方も出てくるということから、先ほど質問いただきましたが、まごころ収集というのを平成15年から実施しておりまして、高齢者の方、障害者の方、ひとり暮らしでどうしてもごみ出せないという方につきましては、まごころ収集ということで対応させていただいております。

それから、県下で8市町村が戸別収集されているというご質問をいただきました。

今回の質問に当たりまして、北葛城郡、生駒郡の8町について調査を行いましたところ、戸別収集されているのは、広陵町、広陵町が可燃ごみ、不燃ごみが戸別収集、資源ごみのほうはステーション方式ということで、8町の中で、可燃ごみ、不燃ごみについての戸別収集は広陵町さんのみという結果が出ております。

近隣の町にいたしましても、河合町と地理的な条件というのは余り変わらないという部分

があると思いますので、ほかの町におきましてもステーション方式ということで、今まで住民さんのご理解とご協力をお願いしながら実施されているのではないかというふうに考えております。

それから、ごみ減量化ということで減量化を推進し、ごみの収集コストを下げることによって戸別収集が可能になってくるのではないかというご質問でございますが、広陵町が実施されている戸別収集の経費を調査いたしましたところ、本町の倍以上というふうな費用がかかっているということなんで、いろいろ節減するにしてもなかなか経費的にはかなりかかってくるということでございますので、現時点におきましては今のステーション方式で住民の皆さん方のご理解とご協力をいただきたいと思います。

以上でございます。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○副議長（岡田康則） はい、馬場議員。

○1番（馬場千恵子） ごみの収集なんですけれども、何回か私も質問させてもらっていますけれども、河合町のほうは住民の方にご理解とご協力というふうによく言われるんですね。それで、住民の立場からいうと、住民のそういった苦勞というか、できない条件に対する理解と、どれくらい親身になって考えてもらっているのかという、反対の立場からいうとそういう発想になるんですけれども、その辺はどうかなというふうに思います。

それと、まごころ収集なんですけれども、すごいその範囲が狭いんですね。もう少し広げていただいて、例えば小さい子供さんを持っているお宅とか、それから具体的にいうか、ちょっとけがをされたとか、そういった病気がちとかという、介護保険を受給されている世帯とか身体障害者手帳を持っておられる方というふうなその範囲だけでなく、もう少し広げてもらえたらというふうに思います。

それと、広陵町も費用もかかっているということなんですけれども、あそこについてはごみの減量化については余り努力されていない、河合町はごみの減量化について徹底してやっていただくということで、そういった費用の軽減は十分できると思います。それで、生駒市も、戸別、部分的かもしれませんが、戸別収集しているんですね。生駒市については、もったいない市とかということで、リサイクルとか、リデュースとかという形でその減量化に努めておられる。そういったことも、河合町のごみを減らすということで進めてもらう、そのことによって河合町は焼却炉も建って随分たちますけれども、あとどれぐらいその焼却炉が使えるのかというのがありますので、その焼却炉を長く大事に使うという意味でも、分別



と減量は欠かせない課題だと思います。

基本的なところで、高齢化も進み、若い世代にも住んでいただきたいという、河合町に住んでよかったと思えるようなまちづくりを推進していくという基本的なところでしっかりそういう立場に立つのであれば、そういったことも真剣に調査研究していただいて、減量化とあわせて戸別収集、実現できるのではないかと思いますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○住民生活部長（梅本英則） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅本住民生活部長。

○住民生活部長（梅本英則） ただいま生駒市とかほかの市町村のごみ減量化の取り組み等、ご質問いただきました。

それぞれの市町村でそれぞれの取り組み、やられると思いますが、その辺につきましては情報の収集を行いまして、河合町としてどういうことができるのか、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

まごころ収集につきましてはのご質問ですが、まごころ収集につきましては、議員ご質問の、高齢者、それから障害者のどうしてもごみ出せない方の対策ということで始めさせていただいて、現在も継続させていただいております。ちょっと、話は異なるかわかりませんが、どうしてもごみの持ち出しが困難という方の場合は、有料にはなりますが、自宅までとりにいく引き取り収集というのと、清掃工場のほうへ直接持ってきていただく持ち込みという制度もございますので、もうどうしても出せないという場合にはその辺をご利用いただければなというふうに考えておりますので、よろしく協力のほう、お願いいたします。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） さきほど、今、部長が言われたように、どうしてもだめな場合は自宅までとりにいって有料になる、それで持ってきてもらったら有料だけれどもいけるみたいな話なんですけれども、持っていくのが困難な人に対して、なぜ有料なんですか。それと、持っていつているのに何で有料なんですかというのも、疑問にあるんですけれども。本当に困難なのに、持っていけないという条件なのに有料にするというのがちょっと納得いかないんですけれども、その辺の考え方はどこから出てくるのでしょうか。

それと、駅のバリアフリーのところなんですけれども、10年以上について前倒しになるように努力する、協議進めるということですかね。そうですか。それについて、なかなか協議

が要望に合っていないとか、テンポが遅いとか、本当に緊急に求められている課題  
というのを認識していただいているというご返答でしたけれども、その辺を、本当に住民の  
立場で緊急に進めてもらいたいというふうに思います。

○住民生活部長（梅本英則） はい、議長。

○副議長（岡田康則） はい、梅本住民生活部長。

○住民生活部長（梅本英則） 引き取り収集並びに清掃工場への直接の持ち込みと、制度の趣  
旨につきましては、例えば河合町から引っ越しされる時、あるいは家の大掃除をされたと  
き多量のごみが発生してステーションのほうに置けないというふうな場合に、車があれば車  
で持ってきていただく、あるいは車もなく持ち込みができない方につきましては、引き取り  
と。そもそも、その制度の目的はそういうことなのですが、どうしても持ち出しできな  
いということであれば、その辺を利用していただければというふうな考えで発言させてい  
たきました。

○1番（馬場千恵子） はい。

○副議長（岡田康則） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 先ほどのごみの収集、持ち込みとか引き取りについては、もちろんそ  
ういう条件もあると思いますけれども、私の言っていたのはまたちょっと違う意味で質問さ  
せてもらったんですけれども。駅のバリアフリー化についても、やっぱり現役のときにしっ  
かり納税していただいて、その人たちがいつまでも河合町に安心して住み続けられる、そう  
いった条件も整えていくということで、目標では10年以上になっていますけれども、議長が  
前回のその議員の回答にもありましたように。

○副議長（岡田康則） 馬場議員、1分切りましたので、まとめてください。

○1番（馬場千恵子） ありましたように、駅のスロープ化とか、改札口の移動とか、駅の移  
動とかも含めて、できるだけそういった早い対応をしていただきたいというふうに思います。

それと、戸別収集については、基本は個別にしていくよってというみたいなところをしっか  
り持って進めてもらえたらなと思います。

これで、私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（岡田康則） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

## ◇ 吉村幸訓

○副議長（岡田康則） 7番目に、吉村幸訓議員、登壇の上、質問願います。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、吉村議員。

（3番 吉村幸訓 登壇）

○3番（吉村幸訓） 議席番号3番、吉村幸訓が、通告書に基づいて質問いたします。

前回の一般質問で、12月には地方創生5原則に基づいた法律がそれぞれ成立し、本町もそれに基づき、さまざまな方針が出るものと思っておりましたが、急なる衆議院の解散のため、またまち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案の2法案だけが駆け込みで成立しただけとなりました。それでも、石破大臣は、「我が国は世界に先駆けて地方減少、超高齢化社会を迎えるため、地方創生をなし遂げることが課題先進国としての我が国が世界に対して果たすべき責任であり、そしてこのたびの2法案の成立はこの待ったなしの課題の打開に向けて大きな一歩を踏み出すものである。そして、地方創生においても地方がみずから考え、責任を持って取り組むことが重要で、人口急減、超高齢化というピンチをチャンスに変える、そして今後国と地方が総力を挙げて地方創生を推進し、国民の意識が変わっていけば活力ある日本社会に向けて未来が開かれていくと確信しています。地方創生は日本の創生であるという認識のもと、新しい国の形づくりに向け、次世代を担う世代のためにも全身全霊を傾けて取り組んでまいります」と言われています。

しかし、課題の一つである人・仕事の東京一極集中に対する批判はかなり以前から存在しており、補助金行政のほとんどは地方と都市部の格差を縮小することを大義名分として、官主導で地方経済を活性化する方策が形を変えて何度も実施されてきました。特に、有名なのは、1988年に竹下内閣が実施したふるさと創生1億円事業でした。皆さんもご存じのように、各市町村に対して使い道を指定せず一律に1億円を支給するという、かなり大胆な政策でした。しかし、現実に1億円を交付された自治体の多くは、お金をどのように使えばいいのかわからず、ほとんど無駄な施設の建設に消えてしまいました。これ以外にも、中央官庁が主導する地域振興策は、地域の実情に合わないなど、うまく機能しないケースが少なくありません。こうした事例の存在は、官主導で地方経済を活性化させようという考え方にはそもそも無理があるのかもしれないという現実を示しています。

熊本県のキャラクターである「くまモン」は大成功したケースと言えますが、くまモンが話題になると各自治体がこぞって同じような企画を始めてしまい、どの自治体を見ても似た

ようなキャラクターばかりという状況になっています。また、商店街の活性化策がうまくいったという話になると、無条件に同じものを導入しようと各地域から視察者が殺到するというのもよくあるパターンです。各地域の人が自分たちの手で真剣に検討したやり方でなければ、本当の意味での地域活性化策にはなりません。単純に補助金をつけるといった方法では、以前のような箱物ができて終わりという結果になってしまいかねません。

地方には人口減少が著しい状況となっていますが、それでも志と能力を持った人たちは大勢います。9月議会でも例に挙げましたが、河合町にも幾つものグループが生まれています。したがって、本当の意味での地方創生策はこうした人たちの行動を既存の制度で邪魔しないための基盤整備にあります。今はネット時代ですから、お金をかけなくても面白いアイデアが出てくれば、一気に告知させることも不可能ではありません。また、繰り返し田舎への移住ブームが発生している現状を考えると、地方に住むことに対する潜在的ニーズはそれなりにありそうです。そこで、お聞きします。地方創生2法案と地方版総合戦略の策定において、河合町における現在の状況とこれからの予定を、財政面などからお聞かせください。

再質問があれば議席にて行います。

○総務部次長（福井敏夫） はい。

○副議長（岡田康則） 福井総務部次長。

○総務部次長（福井敏夫） ご質問にお答えさせていただきます。

人口の減少あるいは少子高齢化の進展によりまして、税収が減少となっております。さらに、社会保障の関係経費の増加あるいは公共施設の老朽化対策など、より厳しい財政状況が続くことが予想されます本町にとって、地方創生、これは非常に重要な課題であると認識しております。そういう意味で、11月21日に成立いたしました地方創生関連2法というものにつきましては、人口の減少に歯どめをかけ、東京圏過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、それをもって将来にわたって活力ある日本社会を維持していく、そのために国・県・市町村、これが一体となって総合的・計画的に取り組みを進めるというものでございます。

この法律の成立を受けまして、政府におきましては50年後に1億人程度人口維持を目指す長期ビジョン、これと人口の減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年の総合戦略、これを早期に取りまとめ、都道府県及び市町村にも各地の実情に応じた地方人口ビジョン、これと地方版の総合戦略を平成27年度中に作成することを努力義務としております。

ただ、政府におきましては、今後の経済対策、地方財政対策などにおきまして安易なばらまきはしないと明言しております。今後、国の財政支援につきましては、他の法律に基づくものを除き、この計画がなければ、あるいはこの計画に記載されていなければ受けられない可能性があり、慎重な対応が必要であると考えております。

ただ、今回の衆議院解散総選挙の影響におきまして、こうしたスケジュール、おくれが出ております。政府におきましては、当初、国の総合戦略を12月の上旬策定する予定でございました。これは、衆議院選後にずれ込む見通しとなっております。また、来年度の地方財政計画、新たに1兆円超えの地方創生特別枠を設けると聞いておりました。ただ、これにおきましても、平成27年度の地方財政計画あるいは政府予算案の閣議決定、これは衆院選後にずれ込む見通しでございます。

河合町の人口、今後どうなるのか、これを分析し、その結果を踏まえて今後どのような施策を実施していくか、総合的に計画をしていかなければなりません。ただ、総合戦略として何をどう盛り込むのか、また国の方針あるいは国・県・市町村という役割分担、さらに財政支援の内容など、現時点では未確定な部分、多くあります。今後、国の総合戦略あるいは地方財政計画を踏まえて対応していくことは避けられないと考えています。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 私も、かねてからずっと提案しておったんですけども、歩いて暮らせるまちづくり、コンパクトシティ、言葉自体は二番煎じ、三番煎じになるんですけども、河合町独自ができる対策というのは経済的にも財政的にもあると思うんですね。それらは、もう今の地方創生法案決まったときに、独自にやっぱりいろいろ考えていっていただきたいなと思います。また、政府も示していますように、志を持った人たちの意見や活動を精査して、本当にそういう人たちを財政的に支援していただく戦略というのをお願いしたいんですが、そういった点はどうですか。

○総務部次長（福井敏夫） はい、議長。

○副議長（岡田康則） はい、福井総務部次長。

○総務部次長（福井敏夫） 全てが今からのスタートであるという認識がございます。そういうことで、今後、町の総合戦略検討する中で、議員がおっしゃられたことも含めまして、町にとって最も有効な方法、有効なものになるよう、十分考慮・検討してまいりたいと考えております。

それと、もう一点、本町には住民の夢、希望を受けとめ実現するための河合のまちの夢ビジョン、これがございます。これにつきましては、住民の皆さんと意見交換を行い、これまでに多くの夢、希望、夢ビジョンで提案されているところでございます。その夢、希望を実現することが、本町が目指す快適で住みよい心の田舎づくりにつながると考えております。総合戦略を策定するに当たっては、重要な柱になると考えております。

以上でございます。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 冒頭でも述べましたが、私は、官主導、行政主導のみで地方創生や人口減少の食い止めができるものとは思っておりません。くまモンで成功した例もありますが、民間でふなっしーも成功しています。したがって、地方に生まれるそういった志を持ったグループに対して、本当にいろんな、多方面で協力、財政的にも協力していただけることを期待しております。何回も言いますが、衆議院の解散がなかったら地方創生法5原則に基づいてさまざまな法案が通っており、それに対してもっと具体的に町の方針を、対策をお聞きする予定でしたが、漠然な質問となり、ちょっと不本意なんですけれども、次回の質問にしたいと思います。

これにて質問を終了します。

○副議長（岡田康則） これにて、吉村幸訓議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 弓 戸 猛

○副議長（岡田康則） 8番目に、弓戸 猛議員、登壇の上、質問願います。

○13番（弓戸 猛） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、弓戸議員。

（13番 弓戸 猛 登壇）

○13番（弓戸 猛） それでは、議長のお許しを得ましたので、13番、弓戸 猛が町長に対しての政治姿勢について一般質問させていただきます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告書に従い、町長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

岡井町長は、就任以来、子供や孫たちの時代にどのような河合町の礎を築いて残しておくべきという長期展望と、またきょうまでの河合町の礎を築いてくださった高齢者の方々にも配慮しながら、都市機能を有する田舎づくりを念願に置いた施策を計画的に実施してこられました。この4年間には、行政、議会議員、町民が情報を共有しながらすてきな町づくりに取り組む斬新なまちの将来構想、河合町のまちの夢ビジョンをつくられ、快適で住みよい心の田舎を目指し、事業を進めてこられました。

また、長年の懸案事項でありました土地開発公社の解散を行うなど、財政健全化にも積極的に取り組んでこられたところでもあります。そのほかにも、学校の耐震化や福祉、医療、土木、教育分野などでも多くの施策を実施されておられます。

今後においては人口減少問題、空き家問題とさまざまな問題が山積みする中、今盛んに言われる地方創生への対応など、地方行政は大きな転換期を迎えています。このときこそ、行政手腕にたけ、経験豊かな岡井町長が河合町のかじ取り役として、引き続き住んでよかったと思われる河合町の実現に向けて頑張っていたきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか、よろしく答弁願います。

○町長（岡井康徳） 議長。

○副議長（岡田康則） 町長。

○町長（岡井康徳） ただいま、弓戸議員から政治姿勢という質問をいただきました。非常に長く務めさせてもらっておりますし、いろんなことで悩み苦しみもいたしました。しかし、最終的に、今回、この地方創生という法案が通りました。それ以前から、町内部では、河合町の人口問題を含め、まちの再生という課題についていろいろと議論を進めてまいりました。それは、私が、住民の皆さんあるいは議会の皆さん方から信任をいただいて、この経験と人脈というものをつくらせていただきました。これを、今こそ自分の責任として果たすべきではないのかという結論に至りました。

例えば、この8年間、財政再建に本当に一生懸命取り組んでまいりました。住民の皆さんからは「何もしていないじゃないか、何もようせんのか」というふうな意見もたくさんお聞きしました。しかし、先ほど土地開発公社の解散という話が出ましたように、これは、私は一つ大きな自負を抱いております。この土地開発公社の解散に至った経緯、国の起債への問題あるいは交付税の算入、補助の問題等々を、私は、平成17年から国の役人を初め、いろんなところで訴えてまいりました。県の町村会長をさせていただいて、その当時から全国の理事として、奈良県、特に奈良県の場合は、この開発公社の問題を解決しないと前向いていかな

いは各自治体の悩みなんだと、やはり国ももっと大いに考えてくれるべきではないのか、というふうな話や、県のシンポジウムにも参加させていただいて、パネラーとしていろいろと訴えもさせていただきました。ようやく国が動いて解散に至った経緯がございます。やはり、人はそれぞれ人間のつながり、そういうものの中から改めていろんな知恵も出てまいりますし、いろんな理解もしていただける関係づくりができるのではないかとこのように思いました。

そして、この、今、先ほど吉村議員からも質問出ていましたように、地方創生、これは必ずやらねばなりません。東京一極集中で日本の国全体はよくなるということ、国民全てが知るべきときに来ております。そのときに、我々は、河合のまちの夢ビジョン構想を数年前からやっております。これも、地方創生の第一歩なんです。改めて、これが国に採択されるのではないかなと、それぐらいの気持ちを抱いております。

国が動かないと県も動かない、やはり地方はそういう上部団体というんですか、私は、余り好きじゃないんですけど、やはりそういうところの話を聞きながら進めていかなければならない、つらいときがございます。何とかそれを超えるためにも、この河合のまちを本当に町再生という思いを持って臨んでいかなければならんと思います。先ほどのコンパクトシティ初め、住環境をもう一度考え直すと、一から原点に戻って河合の住環境を考えていくということが基本だろうと思います。

そして、また教育問題もあります。来年から、初めて町長が教育大綱というもの、参加できるんです。今まで、町の教育大綱に町長は入れなかったんです。それが、改めて入れる、つくるようになりました。ですから、私は、幼保一元化の問題、認定こども園等々やらなきゃならんという決意をいたしました。そういう意味からも、住民皆さん方あるいは議員各位のご理解をいただくことになれば、改めて来年統一地方選への挑戦をさせていただきたいと、かように考えているところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○13番（弓戸 猛） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、弓戸議員。

○13番（弓戸 猛） 河合町住民の幸せを願い、熱い思いでお答えをいただきました。岡井町長には健康に留意され、河合町のより一層の発展にご尽力を賜ることをお願いし、私の一般質問とさせていただきます。

○副議長（岡田康則） これにて、弓戸 猛議員の質問を終結いたします。



---

◎散会の宣告

○副議長（岡田康則） 本日はこれにて散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（岡田康則） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

副 議 長 岡 田 康 則

署 名 議 員 中 尾 伊 佐 男

署 名 議 員 岡 井 誠 也